

プロポーザル方式による事業者選定結果表

プロポーザルに付した事項	担当課 産業振興部 商工観光課 契約名 志筑地区未利用住宅利活用事業		
審査の日時	令和6年3月4日 午後2時		
審査の場所	淡路市役所 2号館 3階 大会議室7・8		
予定価格	契約予定金額		
3,800,000円	4,000,000円		
当選基準点（当選要件）	評価点合計の6割（420点）以上		
候補者名	共同事業者 はしもと住宅工房 片山興産	総合得点	534点
番号	提案者氏名（五十音順）	候補者の選定理由	
1	共同事業者 はしもと住宅工房 片山興産	本事業の遂行にあたり、経営規模が妥当で企画力及び技術力に優れており、シェアハウスの特色を活かした施設利用計画により、市内中小企業の就労者の確保、地域活性化へ貢献することが期待されることから、上記共同事業者が適当であると認める。	
2			
3			
4			
5			
契約予定金額	¥4,000,000—		

<プロポーザルに参加する者に必要な資格>

- 指定する期日までに、売買代金（譲渡価額）の支払が可能であること。
- 施設利用に関する事業を提案内容に従って実施できること。
（応募者が買受事業者として決定した以降に、新会社を設立すること等により本件施設の利活用に係る事業を遂行する場合は、提案書に事業スキーム全体の詳細な記載がされており、かつ、事業遂行体制の実態が、応募者自らが事業を行う者と同等であると評価できる場合には、応募資格を認めるものとする。）
- 施設利用に関する事業の実施に必要な免許、知識、経験（実績）、資力、信用及び技術的能力等を有すること。（審査の中で、事業遂行能力の視点から評価の対象とする。）
- 補助金の活用を前提とした利活用事業を行う者であること。
- 淡路市就労者居住施設整備支援補助金交付要綱（以下「補助金交付要綱」という。）第3条の交付対象者に該当する者であること（本物件の取得後に新会社を設立すること等により、本件利活用事業を遂行する場合は、事業遂行体制の実態が、応募者自らが事業を行う者と同等であると評価できる場合に限り、応募資格を認めるものとする。）。なお、応募者は、補助金交付要綱第3条の交付対象者であることを資格要件とするが、補助金の交付申請にあたっては、応募者単独、または、応募者と他の者との構成される団体で、交付申請を行うことを可能とする。
- 応募者は、物件取得後において、安定的な運営ができる収益状況若しくは資力を有すると市長が

認める者であること。

履行場所 淡路市 志筑 地内